

スマートすぎなみ計画

第2次行財政改革実施プラン

平成15～17年度
(2003～2005)

平成14年(2002)10月

杉 並 区



行財政改革実施プランの改定にあたって

今日の厳しい財政環境下にあっても、区民の皆さまの期待に応え、個性豊かで自立した地域づくりを行うためには、不断の行財政改革を推進しなければなりません。

振り返りますと、3年前、区は未曾有の財政危機に直面していましたが、私は、就任後、直ちに「行財政再建緊急プラン」をまとめ、これを実施することでひとまず危機を回避しました。そして、12年10月には、「杉並区21世紀ビジョン」実現を支える強固で弾力的な行財政基盤を確立するために、13年度から向こう10か年の行革大綱と3か年の行革実施プランからなる「スマートすぎなみ計画」を策定し、職員1千人削減や財政健全化の数値目標を掲げたところです。

以来、区は全庁あげて、行革実施プランに沿って、徹底した経費の削減と歳入の確保、思いきった施策の見直しなどに取り組んできました。この結果、3か年の職員定数削減目標（210人）を2年で達成するとともに、財政調整基金の積み増しや区債残高の削減など14年度末までの財政健全化目標をすべて達成できる見込みとなりました。また、区制施行70周年を機に、顧客志向の区役所づくりにも着手するなど、区政改革の大きな一歩を踏み出すことができたものと考えております。区議会ははじめ、区民の皆さまのご理解、ご協力の賜物と深く感謝申し上げたいと存じます。

今年、杉並区実施計画の改定の年にあたります。そこで、時代環境の変化とこの間の行革の成果を踏まえ、行財政改革実施プランについても一体的に見直し、第2次実施プランを策定することとしました。

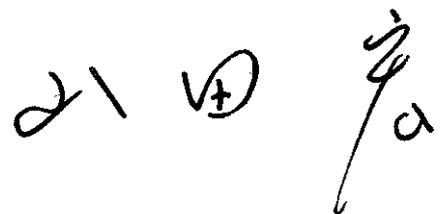
第2次実施プランでは、職員定数削減の速度を早めるとともに、引き続き、施策・事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、民間活力の活用などにより、財政の健全化を進めてまいります。同時に、子育てや介護基盤の充実など新たな需要に応え、質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、行政評価など新しい行政経営の考え方や手法を取り入れ、区政経営のシステムとして確立したいと考えています。

また、これからは行政と区民、NPO、事業者が手を携え、創意を發揮して様々な課題の解決にあたる時代となります。区民の皆さまに、情報を公開し、説明責任を果たし、信頼関係を確かなものとしながら、互いに、責任を分かち協働する新しい自治行政のスタイルを創造していきたいと思っております。

私は、こうした区政の質的な向上を図る抜本的な経営改革に全力で取り組んでいく決意です。区民の皆さまのご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

平成14年10月

杉並区長



目 次

第2次実施プラン	3
第1 実施プランの目的等	4
1. 実施プランの目的と基本的な考え方	4
2. 実施プランの性格	4
3. 実施プランの期間	5
第2 実施プランの構成	5
第3 財政健全化等の目標	5
1. 財政健全化の目標(平成17年度まで)	5
2. 職員定数の削減目標(3か年)	6
3. 財政効果額の目標	6
第2次実施プランの体系	7
第4 課題別項目の計画内容	8
1 新しい行政経営システムの創出	8
(1) 新しい行政経営手法を取り入れます	10
(2) 情報ネットワークの活用を進めます	11
(3) スリムで活力ある組織をつくります	12
(4) 人事システムの改革を進め職員の能力を高めます	13
(5) 管理的経費の削減を図ります	13
(6) 公社等の見直しを進めます	15
2 開かれた区政と区民との協働の推進	16
(1) 透明性を高め、区民の参加しやすい環境を整えます	17
(2) 区民との協働のしくみをつくります	18
(3) 区民・NPO・ボランティアとの協働を進めます	18
3 変化に対応した施策の再構築	20
(1) 顧客志向のサービス向上を進めます	22
(2) 時代・環境の変化にあわせ、施策の再構築を図ります	22
(3) 増大するニーズに応えるため、福祉施策の再構築を進めます	25
(4) 民間委託・事業の民営化を進めます	26
(5) 事務事業の見直しを進めます	27
継続事項	28
4 歳入の確保と強固な財政基盤の確立	30
(1) 未収入金の解消を進めます	31
(2) 受益者負担などの適正化を図ります	32
(3) 歳入の確保を図ります	32
(4) 財政運営の改善と基盤強化を図ります	33
第5 年度別定数削減計画表	34
行財政改革大綱	37

第2次実施プラン

(平成15～17年度)

第1 実施プランの目的等

1. 実施プランの目的と基本的な考え方

〔目的〕

行財政改革実施プラン（以下、「実施プラン」という）は、「杉並区21世紀ビジョン」と行政計画の実現を支えるために、行財政改革大綱（以下、「大綱」という）に基づき策定する区政改革の行動計画である。

平成13年度からの3か年の実施プランでは、財政危機克服を最大の目標にし、全庁あげて改革に取り組んできた。この改革の成果と環境の変化を踏まえ、第2次実施プランを策定する。

〔基本的な考え方〕

第2次実施プラン（平成15～17年度）は、次の戦略的な目標を掲げ、分権の新時代を切り拓く、より抜本的な区政の経営改革を推進する。

- 第1 質の高い区民サービスを効率的に提供する顧客志向の区政の実現
- 第2 区民、事業者と区が、責任を分かち協働する、新しい行政スタイルの創造
- 第3 状況の変化に弾力的に対応できる強固な財政基盤の確立

これらの目標を実現するために、実施プランでは、次の視点を重視する。

- (1) 成果志向の行政評価、市場メカニズムの活用など新しい行政経営の考え方や手法を取り入れ、費用対効果を追求し、施策の選択・再構築を進める。
- (2) 顧客である区民の視点に立ち、区民サービスの提供のあり方を改善し、区民満足度を向上する。
- (3) 透明で開かれた区政運営により、区民に対する説明責任を果たすとともに、多様な課題の解決に向けて幅広い区民、NPO、ボランティアなどと手を携え、協働（パートナーシップ）の取り組みを推進する。
- (4) IT（情報通信技術）を活用し、区民サービスの向上、区民との情報の共有、事務の生産性の向上を図る。
- (5) 能力・業績を重視した人事システムの改革を進め、職員の意識改革や能力開発を促進し、活力のある組織を創り出す。

2. 実施プランの性格

実施プランは、上記の基本的な考え方に立ち、改革の具体的な課題・項目を実施策として年次的に取りまとめたものである。

行財政改革の進捗状況や区政を取り巻く状況の変化に応じて、計画期間中に追

加・変更すべき改革項目が出てきた場合には、実施プランの内容を修正する。

3. 実施プランの期間

実施プランの期間は、15～17年度までの3か年とする。2年後には、実施計画とともにローリング改定する。

第2 実施プランの構成

実施プランは、「新しい行政経営システムの創出」「開かれた区政と区民との協働の推進」「変化に対応した施策の再構築」及び「歳入の確保と強固な財政基盤の確立」の4つの大きな課題を柱として構成する。(実施プランの体系は、p7のとおり)

なお、すでに継続的に取り組んでいる定数削減計画事項は、「継続事項」として区分し、該当する課題別項目として掲載することとする。

課題別項目ごとの事項数は、次のとおりである。

課題別項目	事項数
1 新しい行政経営システムの創出	36
2 開かれた区政と区民との協働の推進	14
3 変化に対応した施策の再構築	48(7)
4 歳入の確保と強固な財政基盤の確立	14
合計	112

()は継続事項再掲

第3 財政健全化等の目標

強固で弾力的な財政基盤を確立することは、引き続き重要な課題である。財政健全化、職員定数削減及び財政効果額については、次のとおり数値目標を掲げる。

1. 財政健全化の目標(平成17年度まで)

財政再建への展望を見出すために設定した、14年度までに達成すべき財政健全化目標の達成が見込まれるとともに、経常収支比率の改善が進んでいる。この成果を踏まえ、さらに、大綱に掲げる財政健全化目標の達成に向け、当面17年度までに達成すべき財政健全化の目標を次のように設定する。

〔基金積立額〕：年度間の財源調整を図る「財政調整基金」の積立額を、景気の動向や今後の財政需要を見据え、100億円とする。

〔特別区債〕：減債基金の活用等により、起債残高を3年間で200億円以上削減する。

〔減税補てん債（減税補てん債）〕：引き続き発行額を圧縮し、17年度までに年10億円以下と発行額とする。

2. 職員定数の削減目標（3か年）

13・14年度の2か年で、施策及び組織の大幅な見直しなどにより、3か年の目標を上回る225人の職員定数を削減した。これを受け、財政の早期健全化を目指し、大綱に定める目標を前期500人・後期500人と改定した。

第2次実施プランでは、この前期目標を達成するために、3か年（15～17年度）の削減目標を275人とし、年度別の目標数は次のとおりとする。また、年度別の目標数の内訳は、定数削減計画表のとおりとする。

年度別目標数	15年度	16年度	17年度	計 (15～17年度)
	90人	90人	95人	275人

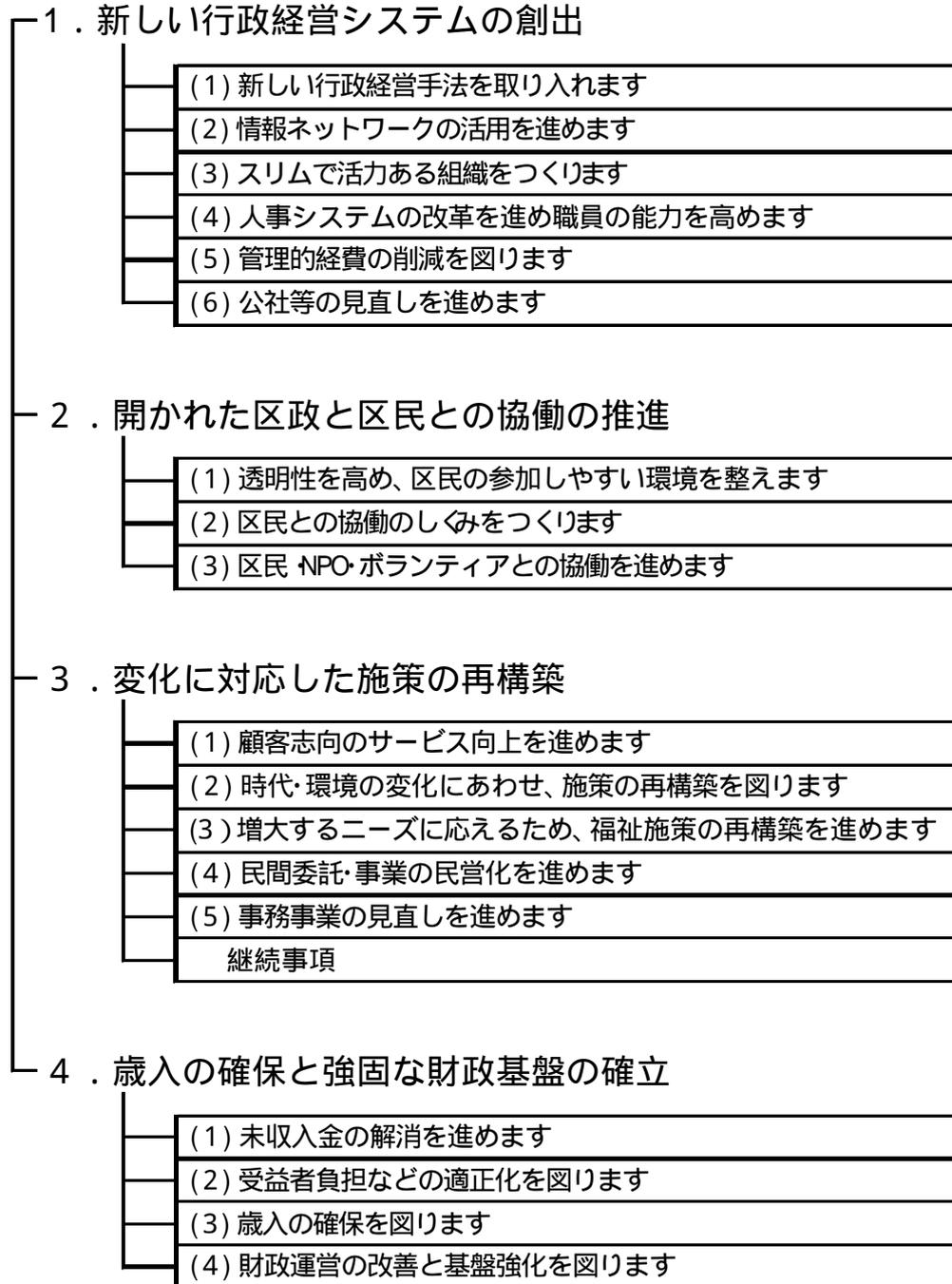
3. 財政効果額の目標

第2次実施プランの計画項目の達成による財政効果の目標額を、102億円とする。年度別の目標額は次のとおりである。

（単位：百万円）

課題別項目	15年度	16年度	17年度
1 新しい行政経営システムの創出	1,242	1,250	1,666
2 開かれた区政と区民との協働の推進	-	-	34
3 変化に対応した施策の再構築	779	1,190	1,593
4 歳入の確保と強固な財政基盤の確立	511	1,534	413
小計	2,532	3,974	3,706
合計	10,212		

第2次実施プランの体系



第4 課題別項目の計画内容

1. 新しい行政経営システムの創出

定 は、定数削減項目を示す
(再) は、再掲項目を示す

民間経営手法などを応用した新しい行政経営手法を取り入れるとともに、情報ネットワークの活用を図り、効率的で創造性のある区政経営のシステムを構築していく。また、人事システムの改革、弾力的な組織運営、管理的経費の削減を図るなど、スリムで活力のある組織をつくる。公社等についても一層の経営改善を促す。

[計画の体系]

(1) 新しい行政経営手法を取り入れます

- 1 行政評価制度の確立
- 2 外部評価委員会によるチェック
- 3 財政の分析(事業別コスト計算書等)・公表
- 4 ABC(活動基準原価計算)手法などの活用による業務改革
- 5 PFI手法の活用
- 6 (仮称)施設白書の発行
- 7 入札制度の改革と電子入札の導入
- 8 外部監査の実施

(2) 情報ネットワークの活用を進めます

- 1 一人一台パソコンを活用した事務の効率化(グループウェア等の活用)
- 2 文書管理システムの導入 定
- (再) 入札制度の改革と電子入札の導入(No.1-(1)-7)
- (再) 電子計算組織の運営の見直し 定 (No.3-(4)-1)
- 3 ネットワークの再構築(部門LANの基幹LANへのシステム統合)
- 4 電算運用考査制度の見直しとシステム外部監査の導入
- 5 実効性ある情報セキュリティ対策の充実
- 6 情報リーダーの育成
- 7 学校IT化の推進

(3) スリムで活力ある組織をつくります

- 1 組織の改編 定
- 2 職員定数の削減 定
- 3 職員人件費の抑制
- 4 弾力的で活力のある組織運営の推進

(4) 人事システムの改革を進めます

- 1 時代の変化に対応した人事制度改革
- 2 自己申告制度と連動した目標管理システムの導入
- 3 能力開発の推進
- 4 職員提案制度の活用

(5) 管理的経費の削減を図ります

- 1 賃借ビルの整理
- 2 会議の見直し
- 3 文書交換業務の見直し 定
- 4 夜間巡視業務の見直し 定
- 5 検査事務の効率化と検査体制(技術)の非常勤化 定
- 6 施設の維持管理・運営経費の縮減
- 7 福利厚生事業のあり方を見直し
- 8 審査事務の見直し 定

(6) 公社等を見直しを進めます

- 1 公社等の経営改善
- 2 さんあい公社と社会福祉協議会との統合 定
- 3 スポーツ振興財団の事業の見直し
- 4 文化・交流協会のあり方の検討
- 5 リサイクル協会の運営改善

(1)新しい行政経営手法を取り入れます

1- (1)- 1	行政評価制度の確立	所管部課	全庁、政策経営部企画課
区の政策・施策・事務事業の三段階について、その達成度や成果などを評価し、政策等の選択、予算編成、組織・人事などに活用するとともに、その内容を公表する行政評価制度を確立する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (1)- 2	外部評価委員会によるチェック	所管部課	政策経営部企画課、経理課
行政評価の客観性を高め、充実させるとともに、入札監視機能、外部監査との連携機能をもあわせ持つ第三者機関を設置し、行政評価等のチェックを行う。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (1)- 3	財政の分析 (事業別コスト計算書等) 公表	所管部課	政策経営部財政課
財務諸表を作成し、ストック情報の把握や長期的コスト分析を行うとともに、事業別コスト計算書の作成対象事業を拡大し、行政経営に活用する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (1)- 4	ABC (活動基準原価計算) 手法などの活用による業務改革	所管部課	政策経営部企画課 財政課
事務事業の過程 (活動プロセス) ごとに、活動の対象となる人や物などの単位あたりの原価を算出するABC (活動基準原価計算) 手法を取り入れて、事務事業を分析・点検し、業務改革 (BPR) に活用する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・一部実施	実施	

1- (1)- 5	PF手法の活用	所管部課	政策経営部企画課、関係部課
コスト縮減及び区民サービス向上のため、PFI手法のメリットを生かせる施設建設・運営等への活用を図る。また、幅広くPFI手法を活用するための調査・研究を行う。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施		

1- (1)- 6	(仮称) 施設白書の発行	所管部課	政策経営部企画課、財政課、経理課、営繕課、関係部課
施設の適切な維持管理、有効活用、今後のあり方の検討などを行うため、各施設に関する情報を統一的に把握した (仮称) 施設白書を作成する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (1)- 7	入札制度の改革と電子入札の導入	所管部課	政策経営部 経理課
入札・契約制度の透明性、競争性の一層の向上を図るため、「条件付一般競争入札」の適用範囲を大幅に拡大する。 あわせて、入札事務手続きを電子化し、簡素・効率化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施 検討	実施	

1- (1)- 8	外部監査の実施	所管部課	区長室総務課
行政の透明性、効率性を確保するために、個別外部監査を定期的の実施する。外部監査のテーマの選定には、行政評価を活用し、客観性を確保する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(2)情報ネットワークの活用を進めます

1- (2)- 1	一人一台パソコンを活用した事務の効率化（グループウェア等の活用）	所管部課	全庁、政策経営部 IT推進課
職員への庁内ネットワークに接続したパソコン配備を進め、グループウェアの活用を図り、事務を効率化する。パソコン上で大半の事務処理を行えるよう、順次、文書管理、新たな財務会計、人事給与・庶務事務等のシステムを導入するなど環境を整備し、さらに事務を効率化していく。 各職場において、パソコン活用を前提に業務処理プロセスを見直し、効果を創出する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施 開発・検討	実施 順次実施	

1- (2)- 2	文書管理システムの導入<定>	所管部課	区長室総務課
文書事務を電子化する文書管理システムを導入し、情報の共有化、意思決定の迅速化や事務の効率化を図る。またペーパーレス化を推進し、省資源や執務環境の改善などを図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	開発・一部実施	実施	

1- (2)- 3	ネットワークの再構築（部門LANの基幹LANへのシステム統合）	所管部課	政策経営部IT推進課、関係部課
既存の部門LAN（個別のネットワークシステム）を新たに構築した基幹LAN（全庁ネットワーク）に統合し、情報システム部門において管理し、効率化とセキュリティの強化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (2)- 4	電算運用考査制度の見直しとシステム外部監査の導入	所管部課	政策経営部情報システム課
電子計算組織の適正な運用のため、内部の電算運用考査のあり方を見直し、制度を充実する。 電子計算組織の適切・効率的な管理・運営を確保するため、最新の情報技術に精通した外部の専門家によるシステム監査を導入する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施 検討	実施	

1- (2)- 5	実効性ある情報セキュリティ対策の充実	所管部課	政策経営部 IT推進課
電子区役所として、信頼性の高い新たなサービスを展開していくため、セキュリティポリシー（情報保護に関する基本指針）の運用管理を行い、あわせてセキュリティに関する外部監査を実施する。さらに、職員へのセキュリティ関連研修を徹底する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (2)- 6	情報リーダーの育成	所管部課	政策経営部 IT推進課
ネットワークを活用した業務改革や新たな区民サービスを行う行政の情報化を推進するため、各課（職場）の情報リーダーを計画的に育成する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (2)- 7	学校IT化の推進	所管部課	教育委員会事務 局学校運営課
教職員へのパソコン配備を進め、事務的業務を効率化し、学習活動と教育指導の充実を図る。あわせて、地域に開かれた教育情報の積極的提供、保護者等とのコミュニケーションを充実する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	一部実施		検証・実施

(3)スリムで活力ある組織をつくります

1- (3)- 1	組織の改編＜定＞	所管部課	政策経営部職員 課（定数 組織担 当）
時代環境の変化に対応し、簡素・効率性、迅速な意思決定、区民サービスの向上などの視点から、課・係組織の見直しを中心に、組織機構の整備を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (3)- 2	職員定数の削減＜定＞	所管部課	政策経営部職員 課（定数 組織担 当）
事務事業の見直し、民間委託の推進、ITの活用による業務の効率化、組織機構改正に伴う定数の見直し等により、職員定数の計画的な削減を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (3)- 3	職員人件費の抑制	所管部課	政策経営部 職員課
超過勤務手当をはじめ、職員人件費の抑制に取り組む。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (3)- 4	弾力的で活力のある組織運営の推進	所管部課	政策経営部職員課 (定数 組織担当)
<p>業務の繁閑に対応した人員変更や職場応援を実施するなど、より弾力的かつ機動的に組織運営を行うことにより、職員のマンパワーを最大限に活用する。</p> <p>組織の活性化を図るために、</p> <p>ア 政策形成過程等への職員参画（ボトムアップ）を積極的に進め、職員の能力と意欲を引き出す。</p> <p>イ 各部の主体性・自律性が発揮されるよう、しくみや組織風土の改善を図る。</p> <p>ウ 各現場で迅速な対応が図れるよう、係長への権限委譲を進める。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(4)人事システムの改革を進め職員の能力を高めます

1- (4)- 1	時代の変化に対応した人事制度改革	所管部課	政策経営部 職員課
<p>人材育成プランを推進し、能力と実績に基づく人事制度改革を推進する。</p> <p>国、都、特別区の人事制度改革を踏まえ、第2次プランを策定する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施 検討	実施	

1- (4)- 2	自己申告制度と連動した目標管理システムの導入	所管部課	政策経営部 職員課
<p>職員の能力の活用と組織の活性化を図るために、人材育成プランに基づき、係長級・一般職員を対象とした目標管理システムを導入する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (4)- 3	能力開発の推進	所管部課	政策経営部職員課 (能力開発担当課長)
<p>IT技能など、これからの時代に求められる知識技能を持った職員を育成するため、能力開発アクションプランに基づき、より実践的・効果的な職員研修を実施する。また、職員の多彩な能力を登録する職員人材バンクを創設し、その活用を図る。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (4)- 4	職員提案制度の活用	所管部課	政策経営部 企画課
<p>職員のアイデアを区民サービスの向上や業務の改善に反映させるとともに、職員の意識改革と組織の活性化を図るため、職員提案制度を実施する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(5)管理的経費の削減を図ります

1- (5)- 1	賃借ビルの整理	所管部課	政策経営部 経理課
<p>ビル賃借経費を縮減するため、庁舎周辺の賃借ビルを整理する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (5)- 2	会議の見直し	所管部課	政策経営部企画課、区長室総務課
庁内検討組織の会議の種類ごとに、その目的や役割を見直し、会議総数の抑制を図るとともに、ITの活用などにより効率的な運営に努める。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施		

1- (5)- 3	文書交換業務の見直し< 定 >	所管部課	区長室総務課
文書管理システムの導入などによる文書事務の電子化を踏まえ、区内施設間等の文書交換便業務を段階的に縮小・廃止する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施	実施	

1- (5)- 4	夜間巡視業務の見直し< 定 >	所管部課	政策経営部経理課
夜間巡視業務について、非常勤職員を活用し欠員不補充とすることを基本としながら、業務のあり方を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (5)- 5	検査事務の効率化と検査体制(技術)の非常勤化< 定 >	所管部課	政策経営部経理課
経理課検査の必要性が薄れた物品購入の検査事務を各課に移行し、検査事務を効率化する。職務に繁閑の差のある技術的検査の体制を見直し、非常勤化する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

1- (5)- 6	施設の維持管理・運営経費の縮減	所管部課	政策経営部経理課、営繕課、教育委員会事務局学校運営課、関係部課
区施設の維持管理経費や運営費を縮減するため、設備保守点検や光熱水費についてコスト削減計画を作成し、推進する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・一部実施	実施	

1- (5)- 7	福利厚生事業のあり方の見直し	所管部課	政策経営部職員課
時代の要請に見合った効率的で魅力のある福利厚生事業とするため、庁内厚生施設(職員会館、食堂等)のあり方を見直す。 今後の職員住宅のあり方について、将来的な方針を策定し、具体化する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・一部実施 検討	実施 方針策定	具体化

1- (5)- 8	審査事務の見直し<定>			所管部課	収入役室
審査事務について、経費の性質・金額により比較的軽易な範囲のものについては主管課に移行する。これに伴い、審査担当組織を簡素・効率化する。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	一部実施		実施		

(6) 公社等の見直しを進めます

1- (6)- 1	公社等の経営改善			所管部課	政策経営部企画課、関係部課
公社等の経営改善のために付与されたインセンティブ（利用料金制、定額補助等）について検証し、今後、より自主性・自律性が高まるよう支援のあり方を見直す。 経営評価制度の充実を図り、経営改善を促進する。 顧客志向のサービス改善の取り組みを促進する。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	検討	実施	実施		

1- (6)- 2	さんあい公社と社会福祉協議会との統合<定>			所管部課	保健福祉部管理課、高齢者施策課
介護保険制度の実施などによる高齢者福祉事業の状況の変化を踏まえ、さんあい公社については事業の見直しを行った上で、社会福祉協議会との統合を図る。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	実施				

1- (6)- 3	スポーツ振興財団の事業の見直し			所管部課	教育委員会事務局社会教育スポーツ課
体育関係団体や民間事業者を活用したスポーツ事業の展開を図るとともに、適正な受益者負担のあり方を検討する。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	検討		実施		

1- (6)- 4	文化 交流協会のあり方の検討			所管部課	区民生活部文化 交流課、教育委員会事務局社会教育センター
社会教育センターとの役割分担を明確化するための検討を継続して行うとともに、文化・交流事業を区民の参画を得てさらに推進するため、協会の組織形態も含めた今後のあり方を検討する。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	検討		検討・一部実施		実施

1- (6)- 5	リサイクル協会の運営改善			所管部課	環境清掃部清掃管理課(ごみ減量担当課長)
NPO法人化（14年度中予定）を契機として、自主性・自律性の向上が図られるよう、区からの委託事業と自主事業を明確に区分し、自主的な収益事業の拡充などを促す。					
実施時期	15年度		16年度		17年度
	実施				

2 . 開かれた区政と区民との協働の推進

情報公開を充実し、区政の透明性を高めるとともに、区民が参加しやすい環境を整える。また、地域の課題の解決や必要な社会的サービスの提供のために、区と区民、NPO、事業者などが創意を發揮し協力・協働するしくみをつくり、推進する。

[計画の体系]

(1) 透明性を高め、区民の参加しやすい環境を整えます

- 1 パブリックコメント制度等の導入
- 2 電子会議室の開設
- 3 ITを活用した情報公開・提供の充実
- 4 財政情報の提供
- 5 広聴制度の再構築
- 6 附属機関等の改善

(2) 区民との協働のしくみをつくります

- 1 地域人材育成・協働システムの構築
- 2 NPO・ボランティア活動推進センターの機能拡充（NPO法人化）

(3) 区民・NPO・ボランティアとの協働を進めます

- 1 地域ポータルサイトの開設支援
- (再) 児童館、学童クラブ運営の再構築 定 (No.3-(3)-2)
- 2 高齢者安心ネットワークシステムの構築
- 3 放置自転車問題解決への区民との協力・協働
- 4 公園・道路等管理への区民参加
- 5 環境配慮行動（「すぎなみ環境カエルくらぶ」の活動等）の推進
- 6 図書館運営のあり方の見直し 定

(1) 透明性を高め、区民の参加しやすい環境を整えます

2- (1)- 1	パブリックコメント制度等の導入	所管部課	全庁、政策経営部企画課
重要な施策・計画等の策定にあたり、区民の意向を反映するため、原案を公表し区民の意見を聴くパブリックコメント制度を創設し、区民参画の機会の充実を図る。 区民の参画と協働を推進するため、(仮称)自治基本条例、(仮称)まちづくり条例などの普及・啓発に取り組む。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施	実施	

2- (1)- 2	電子会議室の開設	所管部課	政策経営部IT推進課、区長室区政相談課、関係部課
区政への参画の機会を拡大するため、区民が区政の課題について討論することのできる電子会議室を設置する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

2- (1)- 3	ITを活用した情報公開・提供の充実	所管部課	区長室総務課
透明で開かれた区政を推進するため、ITなどを活用した区民が利用しやすい情報公開や情報提供のシステムを構築し、区政情報の共有化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	開発・一部実施	一部実施	実施

2- (1)- 4	財政情報の提供	所管部課	政策経営部財政課
区民と区が財政に関する情報を共有し、施策の選択や区政への参画に役立てるために、区財政の現状や税負担とサービスなどに関する財政情報を、区民に分かりやすく提供する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

2- (1)- 5	広聴制度の再構築	所管部課	区長室 区政相談課
区民要望を的確に区政に反映させるため、職場広聴を含め区民の意見要望の迅速な処理とそのデータベース化を図る広聴システムを構築する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

2- (1)- 6	附属機関等の改善	所管部課	政策経営部企画課、区長室総務課
附属機関・懇談会等について、その目的、役割等を見直し、必要性を検証する。また、附属機関等の活性化と透明な運営のため、設置・運営に関し、必要な事項を要綱で定め、改善を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施		

(2)区民との協働のしくみをつくります

2- (2)- 1	地域人材育成 協働システムの構築	所管部課	全庁、政策経営部企画課、区民生活部地域課、関係部課
<p>区民の自発的な社会参加意欲に応え、地域の人材を育成し、行政が担ってきた社会的サービスの一部を企業・NPOなどの民間部門や、区民自身の手によって担いうるしくみとして、地域人材育成・協働システムを構築する。</p> <p>同システムの一環として、地域の人材育成を行うコミュニティ・カレッジの充実、人材登録制度（人材バンク）の整備を図る。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	検討・一部実施	実施

2- (2)- 2	NPO・ボランティア活動推進センターの機能拡充 (NPO 法人化)	所管部課	区民生活部地域課 (NPO担当)
<p>推進センターの自主性・自律性を高め、あわせて機能の拡充を図るため、運営主体の NPO 法人化をめざす。これにより、NPO・ボランティア活動の多様な展開とともに、社会的サービスの担い手としての NPO の発展と、行政との協働を促進する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討		実施

(3)区民・NPO ボランティア との協働を進めます

2- (3)- 1	地域ポータルサイトの開設支援	所管部課	政策経営部 I 推進課、関係部課
<p>豊かな地域情報の流通と区民の交流の活性化を図るため、地域情報の窓口となる「地域ポータルサイト」の構築と運営を NPO などに委ね、区はこれを支援する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

2- (3)- 2	高齢者安心ネットワークシステムの構築	所管部課	保健福祉部高齢者在宅サービス課
<p>ひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、在宅介護支援センターを単位に、NPO・ボランティア等による安心協力員や協力機関と連携、協働を推進し、高齢者安心ネットワークシステムを構築する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	検討・実施	実施

2- (3)- 3	放置自転車問題解決への区民との協力 協働	所管部課	都市整備部 交通対策課
<p>駅周辺の放置自転車問題を区民と協働で解決するために、町会・自治会・商店会等に積極的な働きかけを行い、「自転車放置防止協力員制度」を充実し、区民が主体的に活動する「自転車のまちづくり推進組織」へと拡充していく。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

2- (3)- 4	公園・道路等管理への区民参加	所管部課	都市整備部維持課、公園緑地課
地域の人々が、地域の公園・道路等の「里親（美化活動者）」となって管理し、区がその活動を支援するシステム（アダプトプログラム）をつくり、推進する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

2- (3)- 5	環境配慮行動（「すぎなみ環境カエルくらぶ」の活動等）の推進	所管部課	環境清掃部環境課（環境都市推進担当）
環境配慮行動に取り組もうとする区民が自ら組織する「すぎなみ環境カエルくらぶ」の活動と運営を支援することにより、環境に配慮した行動を広く地域に定着させる。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

2- (3)- 6	図書館運営のあり方の見直し<定>	所管部課	中央図書館
新規開設予定の図書館で、NPO、ボランティア等との協働による運営を検討・実施する。既存館については、図書館のあり方検討会の検討結果を踏まえ、民間活力の活用、NPO、ボランティア等との協働による図書館運営の具体化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	準備 検討・一部実施	準備 実施	実施

3 . 変化に対応した施策の再構築

ITなどを活用し、顧客志向のサービスの向上を図る。また、時代の変化を踏まえ、行政の役割や施策の優先順位を問い直し、民間活力を活用するなどして、施策の再構築を進める。

[計画の体系]

(1) 顧客志向のサービス向上を進めます

- 1 「五つ星の区役所」づくり
- 2 休日・夜間の窓口サービス拡充
- 3 公共施設予約システムの構築
- 4 電子申請・届出システムの構築
- (再) 広聴制度の再構築(No.2-(1)-5)
- 5 図書館の情報化推進

(2) 時代・環境の変化にあわせ、施策の再構築を図ります

- 1 補助金・分担金等の見直し
- 2 消費者センターのあり方の見直し 定
- 3 敬老会館の運営 定
- 4 道路整備・維持補修のあり方の見直し
- 5 清掃事業のあり方の検討
- 6 レジ袋削減のための「すぎなみ環境目的税」の新設
- 7 学校規模の適正化・適正配置
- 8 南伊豆健康学園の見直し
- 9 区立幼稚園の見直し 定
- 10 済美養護学校幼児教室の廃止とこども発達センターの充実 定
- (再) 図書館運営のあり方の見直し 定 (No.2-(3)-6)
- 11 済美教育研究所運営の見直し
- 12 菅平学園の廃止 定
- 13 社会教育会館の廃止
- 14 教職員研修所「秋川荘」の利用促進

(3) 増大するニーズに応えるため、福祉施策の再構築を進めます

- 1 保育サービスのあり方の見直し(公設民営化・児童定員等) 定
- 2 児童館、学童クラブ運営の再構築 定
- 3 障害者施設の運営の見直し 定
- 4 経済的給付施策のあり方の見直し
- 5 特別養護老人ホーム等の運営の見直し
- 6 高齢者福祉一般施策の見直し
- (再)さんあい公社と社会福祉協議会との統合 定 (No.1-(6)-2)
- 7 福祉資金貸付制度の見直し
- 8 保健福祉サービスの総合的推進

(4) 民間委託・事業の民営化を進めます

- 1 電子計算組織の運営の見直し 定
- 2 地域区民センター等運営管理の見直し
- (再)保育サービスのあり方の見直し(公設民営化・児童定員等) 定
(No.3-(3)-1)
- (再)障害者施設の運営の見直し<定> (No.3-(3)-3)
- (再)特別養護老人ホーム等の運営の見直し(No.3-(3)-5)
- 3 建築確認等に伴う測量の外部委託<定>
- 4 自動車運転業務の全面委託化<定>

(5) 事務事業の見直しを進めます

- 1 余裕教室の有効活用
- 2 レセプト点検の強化・見直し
- 3 国民健康保険料賦課方式の変更
- 4 区民健康診査の見直し
- 5 がん検診及び休日夜間等急病診療事業の見直し
- 6 食品衛生業務のO A化<定>
- 7 環境・清掃審議会のあり方の検討
- 8 区営住宅集会所の地域開放
- 9 区営住宅等の管理業務の見直し
- 10 自転車集積所業務等の効率化

* 継続事項

- 学校給食調理業務の効率的運営<定>
- 学校警備<定>
- 学童擁護<定>
- 区費学校事務職員配置の見直し<定>
- 保育園調理業務<定>
- 保育園用務業務<定>
- 衛生試験所<定>

(1)顧客志向のサービス向上を進めます

3- (1)- 1	五つ星の区役所」づくり	所管部課	全庁、政策経営部企画課、職員課
顧客志向に基づく「めざせ五つ星の区役所」運動の理念や成果を定着させるとともに、職員の意識改革を進め、継続してサービス改善に取り組む。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (1)- 2	休日 夜間の窓口サービス拡充	所管部課	区民生活部 区民課
区民サービスの利便性の向上を図るため、荻窪、高井戸の駅前に区民事務所機能をあわせ持つ、(仮称)行政サービスステーションを開設し、休日・夜間における区民サービスの窓口を拡充する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	拡充	継続	

3- (1)- 3	公共施設予約システムの構築	所管部課	区民生活部地域課、関係部課
多様なIT機器を活用して、いつでも地域区民センター・スポーツ施設など公共施設の予約申し込み手続きを行えるシステムを構築し、区民サービスの向上を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (1)- 4	電子申請 届出システムの構築	所管部課	政策経営部 IT推進課
区民がインターネットを通して、いつでも様々な申請・届出等の手続きを行えるシステムを構築し、区民にとって利便性の高いサービス(ノンストップサービス)を実現する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	開発	開発・運用	運用

3- (1)- 5	図書館の情報化推進	所管部課	中央図書館
情報化社会に対応した図書館づくりを推進するため、ITを活用した蔵書検索サービス、リクエスト・レファレンスサービス等の充実を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(2)時代 環境の変化にあわせ、施策の再構築を図ります

3- (2)- 1	補助金・分担金等の見直し	所管部課	政策経営部 財政課
補助金・分担金については、行政効果、経費負担のあり方等の観点から精査し、廃止や統合を含む整理・合理化を行う。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (2)- 2	消費者センターのあり方の見直し< 定 >	所管部課	区民生活部 消費生活課
増大する消費者被害の未然防止を図るとともに、区民自らが消費生活をめぐる諸問題に主体的に取り組める環境整備を目指して、幅広い視点から消費者センターのあり方を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (2)- 3	敬老会館の運営< 定 >	所管部課	保健福祉部高齢者活動支援センター
今後の敬老会館のあり方について、見直しの検討を行う。 欠員不補充とし、非常勤職員の活用や民間委託により運営を行う。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・見直し方針策定 実施	実施	

3- (2)- 4	道路整備 維持補修のあり方の見直し	所管部課	都市整備部 建設課
道路の耐用年数や路線重要度等の、費用対効果を考慮した改修計画を検討する。 道路整備全般にわたり、省資源工法の採用、交通量にあわせた構造の見直しを進め、コスト縮減に取り組む。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	具体化	

3- (2)- 5	清掃事業のあり方の検討	所管部課	環境清掃部 清掃管理課
平成18年度の清掃事業の「完全区移管」を前に、ごみ量の変化に応じた効率的な作業計画・作業方法の見直しに努めるとともに、ごみ減量化のための新たな施策や清掃事業実施部門のあり方について検討し、可能なものから実施に移す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・実施		

3- (2)- 6	レジ袋削減のための「すぎなみ環境目的税」の新設	所管部課	区民生活部 課税課
すぎなみ環境目的税の実施細目を整備し、レジ袋の削減状況や地域経済の動向を勘案しながら、本税制の実施に備えるとともに、区民及び事業者の理解を得られるようPR等に努める。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施準備		

3- (2)- 7	学校規模の適正化 適正配置	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
望ましい学校規模や教育施設諸条件整備等について、学識経験者、学校関係者、区民参加の検討組織を設置し、検討する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	基本方針策定	具体化検討	

3- (2)- 8	南伊豆健康学園の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を検討したうえで、改めて方針を決定し、見直しを図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	方針決定	実施	

3- (2)- 9	区立幼稚園の見直し<定>	所管部課	教育委員会事務局 学務課
少子化の進行や保育ニーズの多様化等を踏まえ、区立幼稚園の設置目的・役割を改めて検証したうえで、今後の方針を定める。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検証	検討	方針の決定

3- (2)- 10	済美養護学校幼児教室の廃止とこども発達センターの充実<定>	所管部課	教育委員会事務局 学務課、保健福祉部 こども発達センター
こども発達センターの開設や他の施設での受け入れ体制の充実等の状況を踏まえ、幼児教室事業は廃止する。 幼児グループの定員増、保育園・幼稚園の巡回指導の強化、就学に係る相談など、こども発達センター事業の充実を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (2)- 11	済美教育研究所運営の見直し	所管部課	教育委員会事務局 済美教育研究所
生涯学習施設として位置付け、区民向けパソコン教室や家庭教育学級、児童・生徒を対象とした放課後の学習支援などを実施し、区民にとって身近な施設として有効活用を図る。 教育相談を始めとする本来機能を充実し、他機関との連携などにより役割を果たす。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (2)- 12	菅平学園の廃止<定>	所管部課	教育委員会事務局 学務課
移動教室への対応等を検討したうえで、学園を廃止する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施	-	-

3- (2)- 13	社会教育会館の廃止	所管部課	教育委員会事務局 社会教育センター
社会教育会館は、区民会館と施設機能が類似しているため廃止し転用等を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (2)- 14	教職員研修所「秋川荘」の利用促進	所管部課	教育委員会事務局 指導室
一般区民などに向けたPRを徹底するとともに、団体利用の拡大などを行い、利用率の向上を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(3)増大するニーズに応えるため、福祉施策の再構築を進めます

3- (3)- 1	保育サービスのあり方の見直し(公設民営化(児童定員等) <定>	所管部課	保健福祉部 保育課
増大・多様化する保育需要に応え、待機児を解消するため、都独自の基準による認証保育所や、区独自基準のグループ保育室を拡充する。区立保育園の改築等に伴い公設民営化を推進し、新たな0歳児の受け入れや一時保育等の施策を拡充する。 区立保育園の児童定員を見直し、定員の拡大を図るとともに、職員定数の適正化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (3)- 2	児童館、学童クラブ運営の再構築<定>	所管部課	保健福祉部児童青少年センター
児童館事業の一部及び学童クラブ事業を、段階的にNPOなど民間の運営主体に委ね、民間と協働で児童館等の運営を担う新たな仕組みを導入する。あわせて、子ども家庭支援機能の充実・強化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・準備	実施	

3- (3)- 3	障害者施設の運営の見直し<定>	所管部課	保健福祉部 障害者施設課
障害者が地域で自立した生活を送るための支援や「親なきあと対策」などの新たな施策を推進するため、区立障害者施設の運営について、区の役割を見直し、段階的に民営化を進める。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (3)- 4	経済的給付施策のあり方の見直し	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
東京都の難病指定の見直しに伴い、難病患者福祉手当の対象疾病について見直す。支援費支給制度の導入や、障害者に対する地域生活支援策の拡充を図る中で、経済的給付施策のあり方を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施 検討・見直し方針の策定	実施	

3- (3)- 5	特別養護老人ホーム等の運営の見直し	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
民間事業者の参入が進み、委託先社会福祉法人等による自主運営の基盤が整ってきていることから、区立特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターの運営を見直し、段階的に民営化する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	準備	実施	

3- (3)- 6	高齢者福祉一般施策の見直し	所管部課	保健福祉部高齢者 在宅サービス課
介護保険対象外の高齢者福祉施策の利用者負担について、介護保険制度との矛盾を是正する必要があるため、そのあり方を見直すとともに、利用手続きの簡素化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・一部実施	実施	

3- (3)- 7	福祉資金貸付制度の見直し	所管部課	保健福祉部 管理課
生業資金、応急小口資金、女性福祉資金など福祉資金貸付について、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付との役割分担を含め、そのあり方を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (3)- 8	保健福祉サ - ビスの総合的推進	所管部課	保健福祉部 管理課
総合的・効果的な保健福祉サ - ビスを提供していくための地域の拠点施設として、保健と福祉を統合した（仮称）保健福祉センターを設置する。これに伴い、保健福祉部の組織を再編する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

(4)民間委託 事業の民営化を進めます

3- (4)- 1	電子計算組織の運営の見直し<定>	所管部課	政策経営部情報 システム課
電子計算システムの効率的運営を図るため、開発・保守管理について、セキュリティとシステムの安定稼働を確保しつつ、民間の高度な専門業者に段階的に委託する。 情報部門の組織を再編し、情報化推進の役割と情報システムのマネジメント機能を強化する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (4)- 2	地域区民センター等運営管理の見直し	所管部課	区民生活部 地域課
地域区民センター及び区民集会所の窓口案内業務の民間委託化を引き続き推進し、管理運営の効率化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (4)- 3	建築確認等に伴う測量の外部委託<定>	所管部課	都市整備部 土木管理課
国有財産（水路敷等）の移管により増加している、建築確認等に伴う測量業務を精査し、計画的に事務の一部を外部委託する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (4)- 4	自動車運転業務の全面委託化<定>	所管部課	政策経営部 経理課
庁有車の自動車運転業務について、全面的に委託し、効率化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(5) 事務事業の見直しを進めます

3- (5)- 1	余裕教室の有効活用	所管部課	政策経営部企画課、教育委員会事務局庶務課、施設課
学校の余裕教室について、教育改革アクションプランの推進に向けた新たな学校施設として活用するとともに、地域活動支援施設などへの有効活用を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (5)- 2	レセプト点検の強化・見直し	所管部課	保健福祉部国民健康保険課
保険給付の適正化を図るため、専門の民間業者に委託してレセプトの点検を充実・強化する。また、高齢者医療部門と統合し、レセプト点検の一層の効率化を図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (5)- 3	国民健康保険料賦課方式の変更	所管部課	保健福祉部国民健康保険課
国民健康保険料の賦課について、区民にわかりやすい算定と事務の効率化を図るため、従来の年2回賦課から年1回に変更する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

3- (5)- 4	区民健康診査の見直し	所管部課	杉並保健所健康推進課
高年者健診と成人健診を区民健診として一本化し、登録制・通年実施とする。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (5)- 5	がん検診及び休日夜間等急病診療事業の見直し	所管部課	杉並保健所健康推進課
がん検診及び休日夜間等急病診療事業の委託単価について、見直しを図る。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

3- (5)- 6	食品衛生業務の OA 化 < 定 >	所管部課	杉並保健所 生活衛生課
食品衛生システムを導入し、食品衛生監視業務の効率化と、区民サービスの向上を図る。			
実施時期	15 年度	16 年度	17 年度
	実施		

3- (5)- 7	環境 清掃審議会のあり方の検討	所管部課	環境清掃部環境 課、清掃管理課
相互に関連の深い環境審議会と清掃審議会について、役割に重複する面もあるため、発展的な統合も視野に入れて、今後のあり方を検討し見直す。			
実施時期	15 年度	16 年度	17 年度
	検討	実施	

3- (5)- 8	区営住宅集会所の地域開放	所管部課	都市整備部 住宅課
地域の実情を踏まえ、区営住宅集会所の地域住民への開放をすすめる。			
実施時期	15 年度	16 年度	17 年度
	実施		

3- (5)- 9	区営住宅等の管理業務の見直し	所管部課	都市整備部 住宅課
区営住宅等の施設維持管理・入居者管理業務について、より効率的・効果的な管理のあり方について検討する。			
実施時期	15 年度	16 年度	17 年度
	調査・検討	実施	

3- (5)- 10	自転車集積所業務等の効率化	所管部課	都市整備部 交通対策課
集積所業務の電算化により業務の省力化を図り、集積所の配置人員の見直しを行う。 撤去自転車の保管期間を短縮することにより集積所の回転率を向上する。あわせて、自転車駐車場の一部を、集積所として有効利用する。			
実施時期	15 年度	16 年度	17 年度
	実施		

継続事項

継続事項	学校給食調理業務の効率的運営 < 定 >	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課 学務課
学校給食の調理業務について、民間委託を進める。			

継続事項	学校警備 < 定 >	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
学校警備業務は、機械化を進める。			

継続事項	学童擁護<定>	所管部課	教育委員会事務局 局学校運営課
学童擁護業務は、委託化を進める。			

継続事項	区費学校事務職員配置の見直し<定>	所管部課	教育委員会事務局 局学校運営課
区立学校の区費事務職員を段階的に減員する。			

継続事項	保育園調理業務<定>	所管部課	保健福祉部 保育課
保育園調理業務について、一層の効率的運営を図るため、非常勤職員の活用による職員配置の見直しを行う。			

継続事項	保育園用務業務<定>	所管部課	保健福祉部 保育課
保育園の用務業務について欠員不補充とし、非常勤職員の活用又は民間委託を段階的に進める。			

継続事項	衛生試験所<定>	所管部課	杉並保健所 衛生試験所
試験検査の事務分担及び定数・組織の見直しを図る。			

4 . 歳入の確保と強固な財政基盤の確立

財源の確保と負担の公平の観点から、税などの未収入金の解消など一段の歳入確保の努力を行う。また、行政サービスの受益者負担の適正化に取り組むとともに、区有財産の有効活用により歳入確保を図るなど、財政運営の基盤を強化する。

[計画の体系]

(1) 未収入金の解消を進めます

- 1 特別区民税等の収納率の向上
- 2 国民健康保険料の収納率の向上
- 3 保育料の収納率の向上
- 4 福祉資金貸付償還率の向上
- 5 区営住宅等使用料の収入未済の解消

(2) 受益者負担などの適正化を図ります

- 1 使用料・手数料等の見直し
 - 2 保育園保育料の見直し
 - 3 私道整備助成の受益者負担の適正化
 - 4 私立幼稚園保護者負担軽減補助金の見直し
- (再) 教職員研修所「秋川荘」の利用促進(No.3-(2)-14)
- (再) 高齢者福祉一般施策の見直し(No.3-(3)-6)

(3) 歳入の確保を図ります

- 1 区有財産の有効活用
 - 2 広告収入の確保
 - 3 区営住宅敷地の有効活用
- (再) レジ袋削減のための「すぎなみ環境目的税」の新設(No.3-(2)-6)

(4) 財政運営の改善と基盤強化を図ります

- 1 公債費負担の軽減
- (再) 財政の分析(事業別コスト計算書等)・公表(No.1-(1)-3)
- (再) 財政情報の提供(No.2-(1)-4)
- (再) 職員定数の削減 定 (No.1-(3)-2)
- 2 効率的な資金管理とペイオフ対策

(1) 未収入金の解消を進めます

4- (1)- 1	特別区民税等の収納率の向上	所管部課	区民生活部納税課、保健福祉部国民健康保険課
<p>税負担の公平と税収確保の観点から、滞納者に対する適切な処置を講じるとともに、徴収システム全般の見直しや徴収職員の能力向上など、徴収体制の一層の強化を図る。 納税者の利便性を高めるため、法改正の動向を踏まえ、コンビニ収納の実現に向けて検討を行う。 納税課と国民健康保険課との連携協力のもと、区民税と国民健康保険料の重複滞納者に対する効果的かつ効果的な徴収方法を検討し実施する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	検討・実施	実施

4- (1)- 2	国民健康保険料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部国民健康保険課
<p>国民健康保険料の収納率の向上と区民の利便性の拡大を図るため、新たに保険料のコンビニ収納を実施する。 区民が利用しやすい支払方法を検討し、口座振替の勧奨を強化する。 カード収納や電話による支払勧奨事務の委託等について検討する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

4- (1)- 3	保育料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部保育課
<p>保育料の収納率の向上を図るため、口座振替の勧奨、保育園長等による未納保育料の収納、悪質な滞納者に対する滞納処分の検討、夜間等の催告強化、新しい収納システムの導入による事務の効率化等を実施する。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討・一部実施	実施	

4- (1)- 4	福祉資金貸付償還率の向上	所管部課	保健福祉部管理課
<p>滞納者に対する訪問による督促や保証人等への対応により、債権回収を強化し、償還率の向上を図る。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

4- (1)- 5	区営住宅等使用料の収入未済の解消	所管部課	都市整備部住宅課
<p>区営住宅等使用料の収入未済については、その解消のため、必要に応じて法的措置等を行い、公平性の確保と収納率の維持・向上に努める。</p>			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(2) 受益者負担などの適正化を図ります

4- (2)- 1	使用料 手数料等の見直し	所管部課	政策経営部 財政課
使用料については、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。 手数料については、継続的に見直しを行う。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

4- (2)- 2	保育園保育料の見直し	所管部課	保健福祉部 保育課
保育サービスに伴う負担の適正化という観点から、社会経済情勢の変化や他区の動向等を踏まえ保育料を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討委員会設置	実施	

4- (2)- 3	私道整備助成の受益者負担の適正化	所管部課	都市整備部 維持課
私道整備助成における受益者負担のあり方を検討し、助成率を見直す。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

4- (2)- 4	私立幼稚園保護者負担軽減補助金の見直し	所管部課	教育委員会事 務局学務課
保護者負担軽減補助金について、幼稚園等に係る補助制度全体の再構築の中で、所得制限などの見直しを検討する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

(3) 歳入の確保を図ります

4- (3)- 1	区有財産の有効活用	所管部課	政策経営部企 画課、経理課
利用計画のない遊休用地や施策の見直しにより生ずる用地等について、売却・貸出等の有効活用を図る。当面、本格利用する予定のない用地のうち、可能なものは有料制自動車駐車場として引き続き活用していく。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

4- (3)- 2	広告収入の確保	所管部課	政策経営部企 画課、区長室 総務課
区が発行する印刷物などへの広告掲載について検討し、収入確保に努める。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

4- (3)- 3	区営住宅敷地の有効活用	所管部課	都市整備部 住宅課
敷地に余裕のある区営住宅について、区有資産の有効活用と利用の公平性確保のため、有料制自動車駐車場を設置する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

(4)財政運営の改善と基盤強化を図ります

4- (4)- 1	公債費負担の軽減	所管部課	政策経営部 財政課
減債基金の活用等により、将来の公債費負担を軽減する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	検討	実施	

4- (4)- 2	効率的な資金管理とペイオフ対策	所管部課	収入役室
公金管理基準等に基づき、定期的かつ日常的に金融機関の経営状況を監視しながら、支払準備金の圧縮による余裕資金の効率的運用、基金に属する現金の債券等による積極的な保管運用等、安全で効率的な運用を実施する。			
実施時期	15年度	16年度	17年度
	実施		

第5年度別定数削減計画表

部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)	
			15年度	16年度	17年度	計		
政策経営部 (260) ()内は、 職員数	情報システム課	事務 33					電子計算組織の運営の見直し	
	経 理 課	検査業務	事務 他 4					非常勤化
		自動車運転業務	自動車運転 6	6			6	委託化
		夜間巡視業務	警備 5	1	1		2	欠員不補充、非常勤化
	総務課	事務 6					文書管理システムの導入等	
区民生活部 (455)	消費生活課	事務 他 11					消費者センターのあり方の見直し	
保健福祉部 (2103)	管 理 課	さんあい公社 社会福祉協議会	事務 他 21					さんあい公社と社会福祉協議会 の統合
		福祉資金貸付業務	事務 10					福祉資金貸付制度の見直し
	障害者施設課	事務 他 128					障害者施設の運営の見直し	
	保 育 課 保 育 園	保育士 (准)看護師	738 31					児童定員の見直し、保育園の 公設民営化等
		調理	113	6	3	6	15	非常勤職員の活用等による職 員配置の見直し
		用務	38		1		1	欠員不補充、非常勤化、委託 化
	高 活 セ ン タ ー	高齢者活動支援センター	事務 11	11			11	高齢者活動支援センターの事 務室の廃止
		敬老会館	用務 作業 16 2	1		4	5	欠員不補充、非常勤化、委託 化
	児童青少年センター 児童館	児童指導 他 238					児童館、学童クラブ運営の再 構築	
	保 健 所	生活衛生課	食品衛生監視 20					食品衛生OAシステムの導入
		保健予防課	診療放射線 6		1	1	2	区民検診の見直し、定数4人 まで退職不補充
		衛生試験所	食品衛生監視 他 14					検査事務の見直し、退職等の 状況により段階的に減員
	都市整備部 (356)	土木管理課 現場測量業務	土木 11					建築確認等に伴う測量の委託
教育委員会 (330)	学務課 菅平学園	事務 作業 2 1	3			3	15年度廃止	
	中央図書館	事務 他 161					図書館運営のあり方の見直し	

部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)	
			15年度	16年度	17年度	計		
学 校 (526)	学 校	事務	49	4	4		8	区費事務職員配置の廃止。ただし、減員は段階的に実施
		警備	79	5	6	8	19	欠員不補充、機械化、非常勤化
		調理	193	12	14	7	33	欠員不補充、委託化
		学童擁護	24		1	4	5	欠員不補充、委託化
	幼稚園	用務	1	1			1	欠員不補充、非常勤化
		教諭	32	2			2	幼稚園のあり方の見直し
	済美養護学校	児童指導	3	3			3	幼児教室の廃止等
その他 (65)	収入役室 審査業務	事務	23					審査事務の見直し
全 庁								業務量等の検証、組織の見直し、パソコンの一人1台設置による業務の効率化等
平成14年4月1日現在								
	事 務	1,828 人	事務その他	55	31	30	116	削減数の欄のうち、印は、事務量の検証が必要なものや今後の退職等の状況に関わるもので、人数が未確定のものである。
	その他	2,663 人	印	35	59	65	159	
	計	4,491 人	計	90	90	95	275	

平成12年10月策定
(平成14年10月一部修正)

10か年戦略 行財政改革大綱

(平成13～22年度)

スマートすぎなみ計画は、10か年の行財政改革大綱と3か年の行財政改革実施プランから構成されています。

この度、実施プランの改定を行いました。行財政改革大綱については、職員定数の削減目標の前期・後期の数を修正したほか、若干の整理を行いました。

第1 はじめに

杉並区では、平成11年度に「行政改革大綱」と「行財政再建緊急プラン」を策定し、緊急プランに基づく改革を実施することで12年度の区財政の危機を回避したところである。しかし、特別区税などの歳入の落ち込みは続いており、今後の経済見通しも依然として不透明である。11年度の経常収支比率が95.8%に達するなど財政の硬直化は一段と進んでおり、区財政はまさに緊急事態ともいべき状況に直面している。

区はこれまでも行財政改革に取り組んできたところであるが、いまだ右肩上がりの時代における行財政運営の体質を払拭したとはいえない。少子高齢化が急速に進む成熟社会においては、これまでのような行財政運営では時代の変化に対応することは困難である。区政には、社会経済環境の激しい変化を見据えて、これまで以上に踏み込んだ抜本的な行財政システムの構造改革に取り組むことが求められている。

こうした中で、平成12年9月には、杉並区行財政改革懇談会から「危機を乗り越え、新たな展望を拓くために～21世紀区政改革への羅針盤～」と題する提言が出され、新たな行財政改革の方向性が示された。

そこで区では、当面の区財政の危機を克服するとともに、時代状況の変化に柔軟かつ的確に対応できる行財政基盤を確立するため、行財政改革大綱とその実施プランからなる「スマートすぎなみ計画」を策定する。今後は、この計画に基づき、21世紀ビジョンが掲げる区の将来像と目標の実現に向けて、区政改革を推進していくこととする。

第2 大綱の目的

行財政改革大綱（以下「大綱」という。）は、21世紀ビジョンと新たな行政計画を支える、平成13年度からの10年間にわたる区の実行財政改革の総合的な指針である。この大綱に基づき、区政運営全般を不断に見直し、行政体質の転換と職員の意識改革を図ることが必要である。このため、以下の3点を戦略課題として抜本的な区政改革に取り組む。

（1）財政再建と健全財政の確立

当面の区財政の危機を克服し、早期に財政再建を果たす。そのうえで、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な区財政を確立する。

(2) 施策の再構築と区民との協働

行政の守備範囲や民間との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、区民とのパートナーシップ（協働）による行政運営を推進する。

(3) 区役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行財政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築する。あわせて、少数精鋭主義に基づく簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある区役所を築く。

第3 10か年の戦略目標

大綱の10か年の戦略目標は以下のとおりである。

1.財政健全化の目標

財政健全化に向けた戦略目標は、財政を早期に再建し、健全な区財政を確立することである。そのために、前期5か年で財政を再建し、後期5か年で健全化を達成する。

(1) 財政健全化目標（平成13～22年度）

今後10年間で財政健全化を達成するために、次の目標を設定する。

〔経常収支比率〕：財政構造の弾力性指標を表す「経常収支比率」の目標を80%とする。

〔人件費比率〕：一般会計に占める、退職手当を除く人件費の割合を示す「人件費比率」の目標を25%とする。

〔減税補てん債〕：恒久的減税による区民税の減収分を補う「減税補てん債」を発行しない財政運営をめざす。

財政指標	現状	目標(22年度)
経常収支比率	95.8%	80.0%
人件費比率 (退職手当を除く)	29.2%	25.0%
減税補てん債	15億円	0円

経常収支比率及び人件費比率は11年度決算、減税補てん債は発行限度額が平年度化される12年度当初予算による数値である。

(2) 財政再建の進め方

前期5か年で達成すべき目標(13~17年度)

財政再建に向けて前期5か年の目標を設定し、着実に推進する。

〔経常収支比率〕: 11年度の95.8%から、今後5年間で85%までに引き下げる。

2. 職員定数の削減目標

職員定数の削減に向けた戦略目標は、簡素で効率的な組織機構を整備し、スリムで活力のある区役所を実現することである。職員定数削減の目標及び削減の進め方は、次のとおりである。

(1) 削減目標(平成13~22年度)

健全財政を確立し新たな行政需要に対応するため、今後10年間で人件費比率(退職手当を除く)を25%まで引き下げる。この目標実現に向けて、少数精鋭で効率的な行政運営を進めるとともに、職員定数を1,000人削減する。3年ごとに定める実施プランの中で具体的な定数削減計画を定め、確実に実施する。

削減目標数	前期 13~17年度	後期 18~22年度	合計
	500人	500人	1,000人

(2) 定数削減の進め方

各部の長のリーダーシップのもと、部ごとに計画的な削減の推進を図る。民間委託の推進、非常勤職員の活用はもちろん、転職の推進など、様々な手法を駆使し、少数精鋭による区政運営に努める。

事務系、技能系のみでなく、福祉系、一般技術系、医療技術系を含むすべての職種について、新規採用を厳しく抑制する。

福祉施設その他の区民施設の公設民営化などを含め、区政のあらゆる分野で効率的な運営を推進する。

3. 区役所活性化の目標

区役所の活性化に向けた戦略目標は、行政の情報化を計画的に進めながら、以下の方策に取り組み、効率的で活力のある組織を実現することである。

(1) IT時代に対応した「電子区役所」の構築

ITを活用した行政の情報化を進め、区民との間で双方向のコミュニケー

ションを確立するとともに、事務処理の抜本的な効率化と区民サービスの向上を図る。

(2) 経営感覚と目標管理に基づく仕事の進め方

コスト意識の徹底やサービス精神の発揮、目標に基づく組織運営など、経営感覚と目標管理により仕事の進め方を見直すとともに、職員のインセンティブを高めるため、業績に基づく処遇や職員の能力開発を図る。

(3) 顧客志向による区民サービスの向上

顧客を重視する行政経営の確立の視点から、区民本位のサービスの提供に努め、区民からより信頼される区政運営を推進する。

第4 実施プランの位置づけ

1. プランの目的

大綱に基づいて策定する「行財政改革実施プラン」(以下「プラン」という。)は、3か年ごとの行財政改革の具体的な取り組みの内容を年次別に明らかにするものである。

2. プランの年次

プランは3か年の計画とし、実施計画とともに、2か年経過後にローリング改定を図っていく。

第5 大綱の実現に向けて

大綱に基づく行財政改革を推進するにあたっては、以下の実行推進体制により全庁をあげて取り組むこととする。

(1) 大綱に掲げる戦略目標を確実に達成し、プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、区長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に、全庁をあげて改革を実行していく。なお、13年度の組織改編に伴う意思決定システム等の再構築にあわせて、行財政改革の推進体制も必要な見直しを図ることとする。

(2) プランに定める項目のうち、全庁に係る項目、複数の部が関係する項目及び単独の部に係るものでも特に重要な項目は、行財政改革推進本部におい

て進行管理を行う。その他の項目は各部が責任をもって進行管理を行い、行財政改革推進本部がそれらを統括する。

- (3) 行財政改革の実施状況については、毎年度、区広報やインターネット等を活用して区民に分かりやすく公表し、区民の声を改革に反映させていく。
- (4) 行財政改革や行政評価のあり方について、必要な事項を検討するとともに、外部の視点から適切な助言等を受けるため、区民及び学識経験者からなる第三者機関を設置する。

スマートすぎなみ計画
第2次行財政改革実施プラン

平成15～17年度

平成14年10月 発行

登録印刷物番号

14-0114



杉並区

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

本文は古紙 100% (白色度 70%台)、表紙は古紙配合率 70%の再生紙を使用しています